

令和4年6月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和4年6月14日（木曜日） 13時52分～14時47分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 宮崎係長 萩原主事

○議事事項

1 令和4年5月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和4年6月定例県議会に提案された条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

I 乙第33号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にも、業務の態様に応じて、新型コロナウイルス感染症に係る手当と同様の手当を措置できるようにするため。

2 改正の内容

職員が新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保持するために行われた作業であって、人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給するものとし、その手当の額は、作業に従事した日1日につき、4,000円を超えてはならないものとした。
（附則第7項及び第8項関係）

3 施行期日

公布の日から施行

4 検討内容

- 今回の改正は、国が人事院規則(※1)を改正し、令和4年4月1日から、新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合も、対策に従事した職員に対して速やかに上限4,000円(※2)の防疫等作業手当を措置できるようにしたことを踏まえて行われるものである。

※1 人事院規則9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)

※2 上限4,000円…作業に従事した日一日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事院が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)

- 他の自治体においても同様に措置を検討されている。
- 給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正については、国及び他の都道府県の状況を踏まえたものであり、異議ないものと考えられる。

3 令和4年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 趣旨

この要綱は、任命権者からの依頼に基づく令和4年度佐賀県職員(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)採用候補者名簿を作成するために行う採用試験の基本的事項を定める。

2 試験区分及び採用予定者数

(1) 短期大学卒業程度

臨床検査技師(2名程度)

生活指導員(10名程度)

計12名程度

(2) 高等学校卒業程度

行政(10名程度)、教育行政(2名程度)、土木(5名程度)、農業(2名程度)、農業土木(2名程度)、林業(2名程度)

計23名程度

3 受験資格

(1) 短期大学卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 臨床検査技師は臨床検査技師免許の取得者又は令和5年8月31日までに免許取得見込みの者

ウ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

(2) 高等学校卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

- ア 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は除く。
- イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

4 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 短期大学卒業程度

ア 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は50問で、80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ) 専門試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和4年10月7日（金）に発表を行う。

イ 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

(ア) 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

(2) 高等学校卒業程度

ア 第1次試験

行政及び教育行政の試験区分については教養試験を行い、土木、農業、農業土木及び林業の試験区分については教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は50問で、行政及び教育行政の試験区分については200点満点、土木、農業、農業土木及び林業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ) 専門試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

行政及び教育行政の試験区分については教養試験、土木、農業、農業土木及び林業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和4年10月7日（金）に発表を行う。

イ 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

(ア) 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。なお、点字試験の場合は1時間30分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

5 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点（600点満点）により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和4年11月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

6 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

7 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込の受付を行う。

8 受付期間

(1) インターネット申込

令和4年8月1日（月）9時から8月19日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

令和4年8月1日（月）から8月19日（金）までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

令和4年8月1日（月）から8月19日（金）までとする。ただし、8月19日（金）の消印があるものまで有効とする。

9 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 令和4年9月25日（日） 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 令和4年10月中旬～下旬 旧自治会館会議室ほか

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

○その他

1 行事予定について